明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　一

〔告　示〕
○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領及び特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する件（国土交通一〇五四）　三

〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成三十年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
平成二十九年度国家公務員共済組合連合会の決算関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一